

地域包括支援センターだより



〈問い合わせ〉地域包括支援センター
(役場 健康推進課内) TEL (62) 8222

動線確保と転倒予防…

冬場は寒さのため体に力が入っているうえ、衣服を何枚も重ね着し、靴下を履くため、転倒の危険性が高くなっています。また高齢期になると気づかぬうちに下肢筋力が衰え、自身で思っているより足が上がっておらず、何気ない段差につまずきを起こすことが増えるので、転倒には、冬場は特に家屋内の環境を整えることが重要です。多くの家庭でコタツが出ていると思います。コタツには、ホッとさせる力がある反面、敷物、掛け布団、コードなどと足に引っかかる物が多く、つまずき転倒の原因になります。

村内においても、転倒し大腿部骨折、手首の骨折などの例は多く、震災にて道路事情が整っていない中、救急車搬送や通院、入院など本人だけでなく家族にも負担が掛ります。

今一度、コタツ周囲や移動する動線に進路を阻む物はないか確認し、つまずき転倒予防に努めましょう。

それから、慌てん坊やせっかちの方々は特に用心してくださいませ。



南阿蘇村商工会

■村内事業所の皆さまへ！ 中小企業利子補給制度のお知らせ

中小企業利子補給制度とは、村内中小企業の振興を図ることを目的としており、村内の事業所の方が、事業の近代化を促進するための設備資金や、事業運営の資金として融資を受けた際に、利子補給を受けることが出来る制度です。

●設備資金

村内における店舗・宿泊施設などの新築・改装、工場機械、駐車場整備、営業専用車両の購入費など

●運営資金

原材料・商品の購入、諸経費の支払いなど

◆利子補給対象者は？

- ① 村内住所および事業所を1年以上有している個人または法人
- ② 村税を完納している者

これまで利子補給については設備資金、運営資金共に、個人または法人に対し1回限りでしたが、平成26年1月より施行された条例改正により、既に利子補給を受けたことのある個人または法人についても、利子補給を受けた際、事業計画書に記載した当初の融資期間終了後の融資から、再度利子補給の対象となります。

◆利子補給の期間は？

- ① 設備資金の場合
融資を受けた日の属する月から起算して3年間
- ② 事業運営資金の場合
融資を受けた日の属する月から起算して1年間

◆利子補給の額および算定対象期間は？

- ① 利子補給金の額
借入者が取扱い融資機関に支払った借入金の利(延滞金を除く)の内、年利4%以内となります。
- ② 利子補給の対象額
融資金の内500万円が限度となります。

③ 対象期間

平成29年1月1日～12月31日

◆融資機関は？

政府系金融機関、肥後銀行、熊本銀行、JA阿蘇農業協同組合、熊本県信用組合、熊本県内に本店がある信用金庫

◆申請の手続き期間は？

1月31日(火)まで
※期間内(土日、祝日を除く)に商工会に申し込み下さい。

南阿蘇村商工会 TEL (62) 9435
(担当) 小池・平山